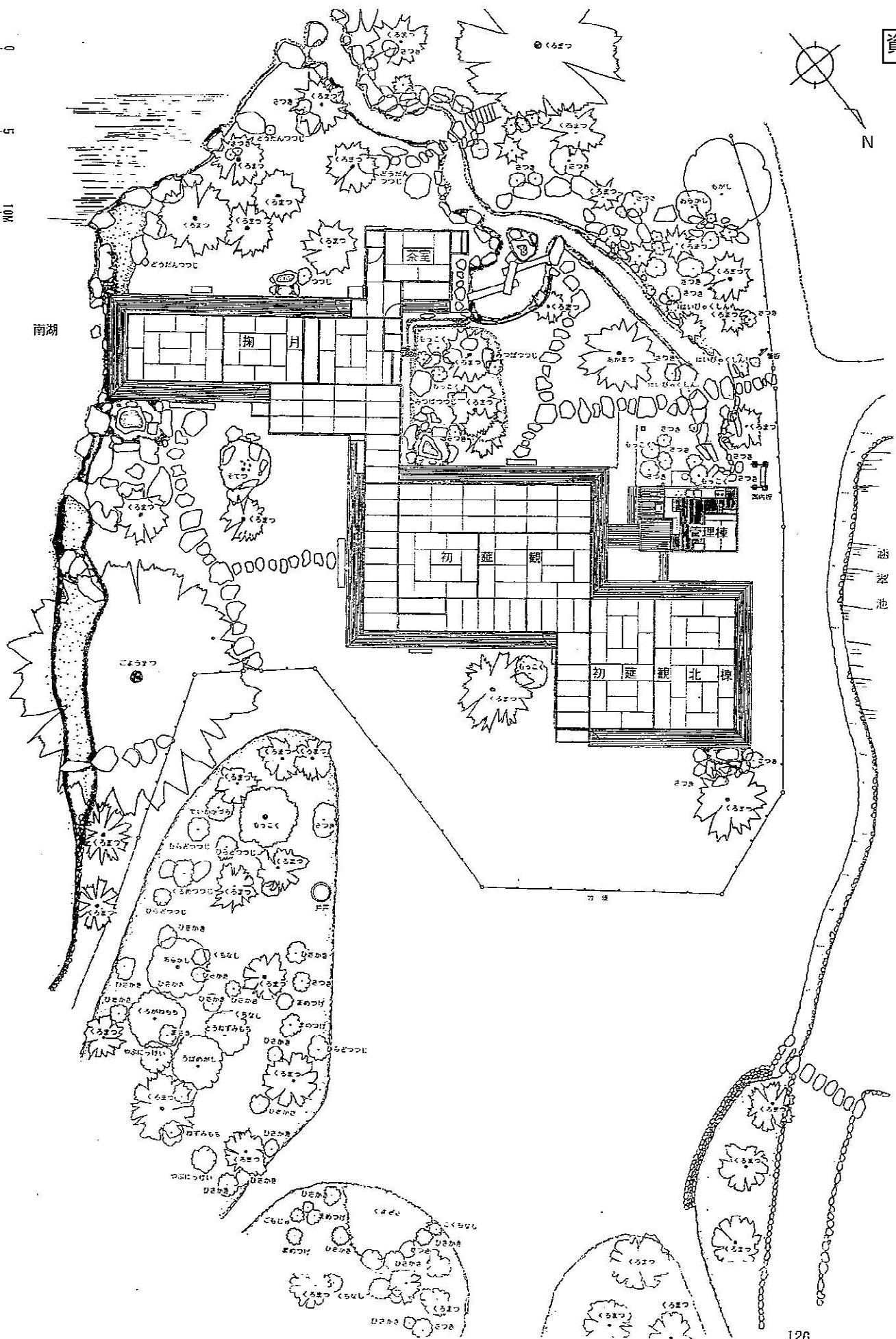
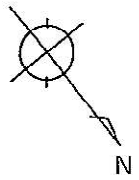
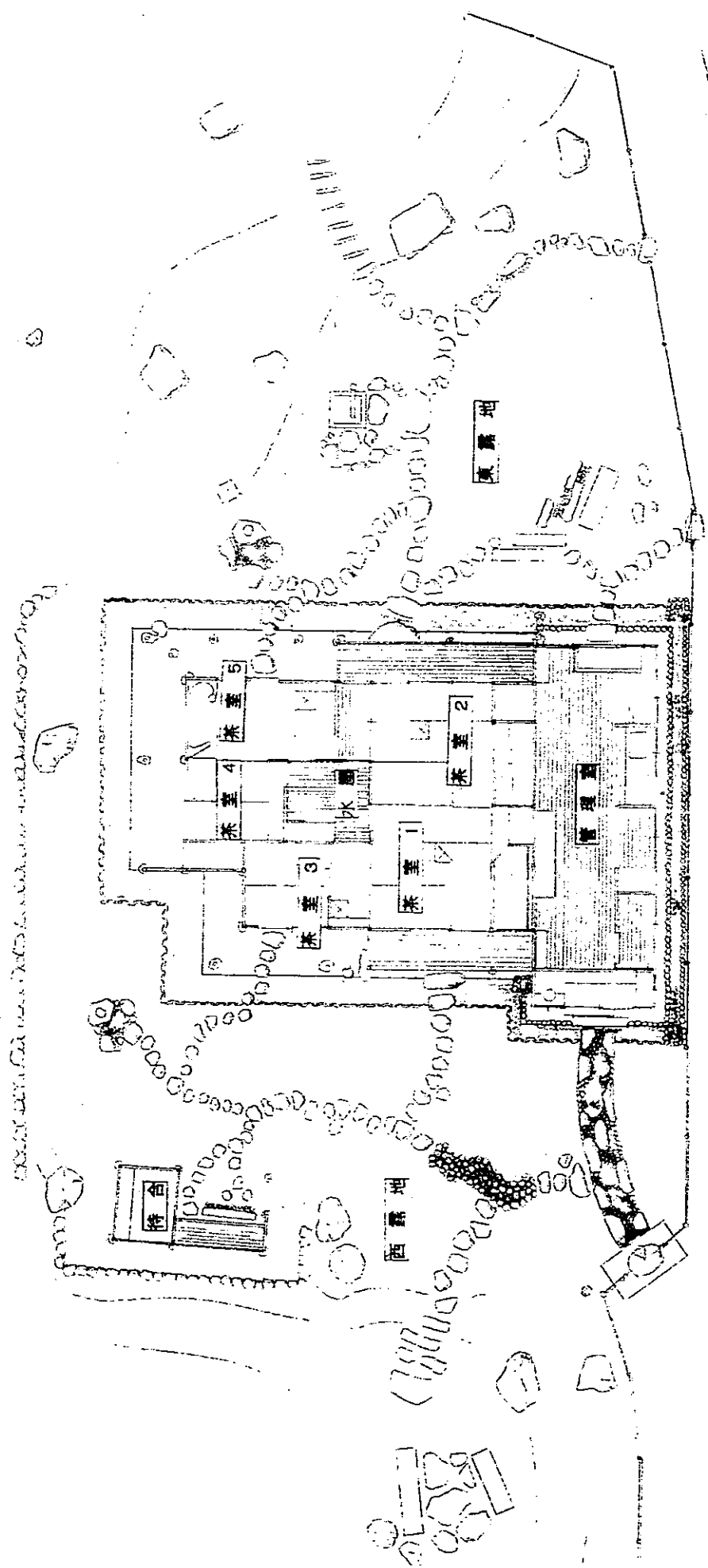


0
5
10M

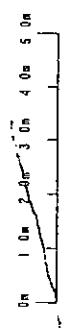


日暮亭 平面図 S=1:100

日暮亭 93.81 m²
待合 5.62 m²



図一



平成11(1999)年11月30日

栗林公園・掬月亭における結婚式サービス提供に係る取扱要領

1 目的

栗林公園内の掬月亭において実施する結婚式サービスの取扱いについて定め、若い世代に栗林公園をより身近に感じてもらうとともに、その魅力を広く知ってもらうことにより、栗林公園の知名度向上を図ることを目的とする。

2 実施方法等

掬月亭の施設管理者（以下「施設管理者」という。）は、結婚式サービスに関して施設利用料を徴収することができるものとする。

(1) 結婚式サービスの事業者

原則として、県内で一定のブライダル事業の実績を有する事業者（施設管理者を含む）。

(2) 料金（結婚式サービスに関する施設利用料）

1回 50,000円（税抜）

(3) 予約申込み手続

結婚式サービスの事業者（以下「事業者」という。）は、結婚式サービス予約申込書（以下「予約申込書」という。）を、施設管理者に提出して予約申込みを行う。

(4) 実施に関する県との協議

予約申込書を受け付けた施設管理者は、遅滞なく、栗林公園利用行事計画書を香川県栗林公園観光事務所（以下「事務所」という。）に提出する。事務所は、提出された内容を確認し、必要に応じて、実施に関する協議を行う。

(5) 料金の納入

事業者は、予約申込書受理後 10 日以内に施設管理者へ施設利用料を納入しなければならない。一旦納入された料金は原則として、結婚式の実施の有無にかかわらず払い戻しを行わない。

3 結婚式サービスの実施条件等

(1) 実施回数

結婚式サービスは原則として、1日に1組、月に5組以内とする。

(2) 実施時間

9時～13時 又は 12時～16時 30分

(3) 実施場所

掬月（一の間、二の間、三の間）、北入側の間、初筵観、茶室。

※ 掬月（一の間、二の間）の使用時間は、最小限にとどめること。

※ 初筵観北棟は使用できない。

(4) その他

① 結婚式サービスに、結婚披露宴は含まない。

4 結婚式サービスの予約等

- (1) 施設管理者は予約申込書を、希望日の1年前の月の初日から希望日の2か月前の応答日までの間、受付ける。
- (2) 予約申込書は、新郎新婦が確定しているものに限る。
- (3) 原則として、次に掲げる期間の予約は受付けない。
 - ① ライトアップ時間中
 - ② 県主催のイベント等により掬月亭を使用する日
 - ③ 公衆の都市公園利用に支障を及ぼす恐れある日
- (4) 留意事項
 - ① 挙式の形式は問わないが、掬月亭の品格を損なわないものとする。
 - ② 掬月亭内での飲酒、喫煙は禁止する。ただし、挙式の際の儀式酒についてはこの限りではない。
 - ③ 会場のしつらえ、受付、進行等は事業者において行うこと。
 - ④ 音響機材等を設置する場合は、畳等を傷めないよう養生を行うこと。
 - ⑤ テーブル、椅子等を外部から搬入することは原則として認めない。ただし、やむを得ず持ち込む場合には、畳等を傷めないよう養生を行うこと。
 - ⑥ 機材等の搬入・搬出について、やむを得ず栗林公園内へ自動車の乗り入れを行う場合は、「栗林公園車両乗り入れ申請書」を事務所に提出し、その指示に従うこと。
 - ⑦ 掬月亭の使用にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
 - ⑧ 公衆の迷惑になるような行為が行われた場合又はその恐れがある場合は、結婚式サービスの中止を求めることがある。

5 実施時期

この取扱要領は、令和5年4月1日から適用する。それ以前に予約が行われているものについては、従前の例による。